

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [法定内残業の取り扱い \(1\)](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

法定内残業の取り扱い (1)

時間外労働（残業）には、「法定内時間外労働」と「法定外時間外労働」がある。労働基準法では、労働時間を1日8時間、週40時間と定めており、この労働時間を「法定労働時間」という。この法定労働時間を超える労働時間を、「法定外労働時間」という。

一方、使用者が労働協約や就業規則などで定めている労働時間を「所定労働時間」という。使用者が定める時間であるから、必ずしも法定労働時間と同じであるというわけではない。労働組合があるところでは、労働時間短縮の取り組みを進め、年間労働時間協定を締結しているところが多い。このケースでは、「法定内時間外労働」などという解釈は使わないが、法的には理解しておく必要がある。

「法定内時間外労働の割増賃金支払の考え方」

所定労働時間(7時間)

法定内残業(1時間)

法定外残業

時間外労働

法定内残業 → 最低賃金を上回っていれば、支払わない定めをすることができる

法定外残業 → 原則2割5分増の時間外割増賃金の支払いが必要

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**